

北海道教育委員会「X」（旧Twitter）運営要領

（目的）

第1 この要領は、北海道教育庁総務政策局教育政策課（以下「教育政策課」という。）が、ソーシャルメディア「X」（旧Twitter。以下「X」という。）を利用して行う北海道教育委員会（以下「道教委」という。）の各種取組やイベント情報に関する投稿、情報発信に関して必要な事項について定める。

（投稿内容）

第2 教育政策課はXを活用して、次の情報発信を行う。

- （1）道教委が実施する各種取組（学校教育・生涯学習等）及びイベントに関する情報
ただし、道教委が発信する情報として不適切と認められるものを除く。
- （2）その他教育政策課長が適当と認めた情報

2 前項の情報発信は、総合政策部情報統計局情報政策課（以下「情報政策課」という。）が定める「北海道ソーシャルメディア利用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に十分留意して行うものとする。

（投稿手続き）

第3 教育政策課は、あらかじめXに投稿できる担当者（以下「投稿者」という。）を登録するものとする。

2 前項の登録は、情報政策課へのコンテンツフィルタリング規制URL解除の申請をもって代えるものとする。

3 投稿者は、次に掲げる事項を確認した上で投稿しなければならない。

- （1）事前に教育政策課長の承認を得た上で、職場のパソコンからログインし投稿すること。
- （2）掲載する画像は、記事に関連するものとし、事前に権利関係を確認の上掲載すること。
- （3）記事内にホームページアドレスのリンク先を設定する場合は、次の条件を満たすこと。
 - ア 投稿内容に関係するものであること。
 - イ リンク先の内容が公序良俗に反しないものであること。
 - ウ リンクの相手方に事前に了解を得ているものであること。

（セキュリティ対策について）

第4 教育政策課は、公式アカウントにログインするためのIDやパスワードなどの利用者情報を、投稿者以外の者に知られることのないよう適切に管理するとともに、定期的に、また投稿者に異動があった場合などは随時にパスワードを変更するなど、その管理に細心の注意を払うものとする。

2 教育政策課及び投稿者は、北海道教育委員会のセキュリティポリシーを遵守し、Xを利用するものとする。

（外部対応について）

第5 教育政策課は、Xの運用に関する考え方を明示するため、ホームページ上に運用ポリシーを掲示する。

2 情報発信を目的としていることから、コメントには返信は行わない。

3 記事に対する誹謗中傷等が寄せられ、又はネット上などで発見した場合は、教育政策課は、その対応に当たるとともに、個人的な誹謗中傷又は公序良俗に反する投稿については、削除などの必要な措置を講ずるものとする。

4 その他Xの運用を通じてトラブルが発生した場合は、ガイドラインの5（トラブルが発生した場合の対応例）に基づき、誤解を招くことのないよう、冷静かつ適時に対応するものとする。

（その他）

第6 教育政策課におけるXの利用に関して、この要領に定めのないものについては、ガイドラインによるものとする。

附 則

この要領は、令和元年（2019年）5月10日から施行する。

この要領の一部改正は、令和8年（2026年）1月29日から施行する。